

羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川区民投票  
条例制定の直接請求に関する Q&A (案)

**質問目次**

**○概要**

- Q1. 条例制定の請求の要旨は？
- Q2. 区民投票条例（案）の内容は？
- Q3. 国土交通省（大臣、航空局）の姿勢は？
- Q4. 東京都等の姿勢は？
- Q5. 品川区議会の姿勢は？
- Q6. 成功させる会の姿勢は？

**○署名集約活動に関して**

- Q7. 受任者とは、どのようなことをするのか？
- Q8. 署名期間が30日では短いため、目標数を集めるのが難しいのでは？
- Q9. 署名者の署名が重複してしまったときは？
- Q10. 政治的な活動ができない団体の役職員はどのようなものか？
- Q11. 署名簿をばらして使用したり、署名用紙のみコピーして使用することは可能か？
- Q12. 署名対象となる選挙人名簿に登録された者は、居住何カ月以上など、どのような者か？
- Q13. 署名の代筆を委任できる選挙権を有する者とは、どのような者か？
- Q14. 選挙権を有する署名者が代筆を委任できる者は、どのような者か？
- Q15. 法令規定に違反して代筆した場合、どうなるのか？
- Q16. 法令規定に違反した署名簿の使用や期間外に署名を求めた場合、どうなるのか？

**○投票条例（案）に関して**

- Q17. 投票条例（案）を公布の日から3月以内とした理由は？
- Q18. 区民投票が実現した場合、投票日はいつ頃になるのか？
- Q19. 投票資格者を有権者とした理由は？
- Q20. 区民投票が実現した場合、期日前投票は可能なのか？

**参考資料**

- 【参考資料1】 地方自治体の条例制定による住民投票とは
- 【参考資料2】 選挙人名簿について〈総務省 HP（抜粋）〉
- 【参考資料3】 直接請求署名の収集に関する禁止事項に関して

2020年2月  
品川区民投票を成功させる会（略称）

## ○概 要

### Q1. 条例制定の請求の要旨は？

A1.

国は、「地元の理解を得て」としながら、新飛行経路の決定プロセスにおいて、住民の賛否の意思を確認していません。行政手続きの決定プロセスでは、住民による民主的な行政参加の機会が必要と考えます。

私たちは、これまで沖合展開事業等により航空機騒音を軽減等してきた航空行政の方針を変える重大な事案であることから、品川区民の意思を確認し、航空行政へ反映させるため、新飛行経路の運用について賛否を問う品川区民投票条例の制定を請求するものです。

### Q2. 区民投票条例（案）の内容は？

A2.

品川区民投票条例（案）は、投票の目的やルールを定めたものです。具体には、地方自治法第74条による直接請求の先行事例である「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例」を参考とし、専門家の指摘・助言もいただき、技術的な修正を加えて作成しています。

第1条は、新たな飛行経路の運用に対し、品川区民の意思を確認し、航空行政に反映させるとの目的。第2条は、（1）新飛行経路、（2）区民投票の定義。第3条、第4条は、区民投票は区長が執行すること。条例公布の日から起算して3月以内に実施すること。第5条は、投票資格者が、品川区の議会の議員及び区長の選挙権を有する者、であること。第6条から第9条は、点字投票などを含めた投票の方法等について、などを規定しています。

### Q3. 国土交通省（大臣、航空局）の姿勢は？

A3.

国土交通省は、羽田空港の新飛行経路について、「地元の理解を得た」として、2020年3月29日から、新飛行経路の運用を開始することを表明しました。

参考：国土交通大臣 新飛行経路の運用の開始を表明（令和元年8月8日）

○2020年3月29日より新飛行経路の運用を開始し羽田空港において国際線を増便します。

○国土交通省としては、(R1.8.7 第5回の協議会における関係自治体等からの) ご発言や住民の皆様方に引き続き心配の声があることを踏まえ、頂いたご意見・ご要望をしっかりと受け止め丁寧に対応する。

### Q4. 東京都等の姿勢は？

A4.

東京都等は、国主催の「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」において、国土交通省の環境対策や落下物対策等を評価し、「国の判断、責任において実施していただきたい」と理解を示しました。

参考：《首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会》（令和元年8月7日）

東京都関係市区の意見概要（一部を抜粋）

○航空に関する更なる情報公開や今後も関係自治体への情報提供の仕組みづくりを進めていた

だきたい。

- 当該事業の最終的な決定に当たっては、国の判断、責任において実施していただきたい。
- 都心上空を飛行する現飛行ルート案を固定化することがないように取り組んでいただきたい。

#### Q5.品川区議会の姿勢は？

A5.

品川区議会は、区民の不安等をふまえ「新飛行ルート案を容認することはできない。…国土交通省に対して品川区上空を飛行しないルートへの再考を強く求める」との決議を全会一致で採択しています。

参考：《品川区議会決議》（平成31年3月26日）

…（省略）…現在、国土交通省により教室型説明会の実施等がなされているが、説明も対策も未だ十分とは言えないまま、実施まであと1年余と迫っている。

危険性が指摘される中で、南風時の1日4時間のうち3時間とはいえ、品川区上空を飛行することは、多くの区民に理解しがたい現状がある。落下物、騒音への不安、国の説明・周知不足等の理由により、品川区上空を低高度で飛行する新飛行ルート案を容認することはできない。

品川区議会は、国土交通省に対して品川区上空を飛行しないルートへの再考を強く求める。

#### Q6.成功させる会の姿勢は？

A6.

新飛行経路の運用に賛成する者、反対する者を問わず、品川区民の賛否の意思を確認し、航空行政へ反映させるため、地方自治法第74条等に基づく直接請求による住民投票条例の制定を目指して署名運動等に取り組んでいます。

#### ○署名集約活動に関して

#### Q7.受任者とは、どのようなことをするのか？

A7.

受任者とは、条例制定請求代表者からの委任を受けて、請求者署名簿を用いて、選挙権を有する者に対し、署名し印を押すことを求めることができる者となります。

参考：地方自治法施行令第九十二条第2項 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について前項の規定により署名し印を押すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名し印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。

#### Q8.署名期間が30日では短いため、目標数を集めるのが難しいのでは？

A8.

署名期間は、法令規定により定められており、その期間内で署名を集めることとなります。目標を達成させるためには、受任者を多く募り、直接請求運動を進める必要があります。

**参考：**地方自治法施行令第九十二条第3項 前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示があつた日から都道府県及び指定都市にあっては二箇月以内、指定都市以外の市町村にあっては一箇月以内でなければこれを求めることができない。

**Q9.署名者の署名が重複してしまったときは？**

A9.

請求者署名簿の署名は、選挙管理委員会が審査において、有効の有無を決定します。その際、署名の重複が発見されれば、その一つを有効と決定されます。また、請求者署名簿が選挙管理委員会へ提出されるまでの間は、請求代表者を通じて、署名を取り消すことも可能です。

**参考：**地方自治法施行令第九十四条第2項 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による提出を受けた場合において、審査の結果条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の有効無効を決定するときは、印をもつてその旨を証明しなければならない。この場合において同一人に係る二以上の有効署名及び印があるときは、その一を有効と決定しなければならない。

(請求者名簿の署名の取り消しは、地方自治法施行令第九十五条に基づく)

**Q10.政治的な活動ができない団体の役職員はどのようなものか？**

A10.

法令等に基づき、その団体の役職員は、政治的な目的のために、政治的な行為をしてはならない、等との規定があります。(例えば、国家公務員法第百二条、地方公務員法第三十六条)

また、地方自治法第七十四条に基づく条例の制定等の請求者の署名については、国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人などの役員若しくは職員は署名運動ができないこととなっています。

**参考：**地方自治法第七十四条の四第5項 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)の役員若しくは職員

二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員

**Q11.署名簿をばらして使用したり、署名用紙のみコピーして使用することは可能か？**

A11.

地方自治法施行令では、「条例制定請求書(又は写し)及び条例制定請求代表者証明書(又はその写し)並びに条例制定請求代表者の委任状(原本)を付した条例制定請求者署名簿を用いなければならない」とされております。基本的には、法令で定められた書類一式がセットとなります。署名用紙のみ単独で使用することは、適切ではありません。

**参考：**地方自治法施行令第九十二条第2項 条例制定又は改廃請求代表者は、選挙権を有する者に委任して、その者の属する市町村の選挙権を有する者について前項の規定により署名し印を押

すことを求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、条例制定若しくは改廃請求書又はその写し及び条例制定若しくは改廃請求代表者証明書又はその写し並びに署名し印を押すことを求めるための条例制定又は改廃請求代表者の委任状を付した条例制定又は改廃請求者署名簿を用いなければならない。

**Q12. 署名対象となる選挙人名簿に登録された者は、居住何カ月以上など、どのような者か？**

A12.

選挙人名簿に登録されるのは、その市区町村に住所を持つ年齢満 18 歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日から引き続き 3 カ月以上、住民基本台帳に登録されている人です。

選挙人名簿への登録は、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月（登録月）の原則 1 日に定期的に行われるとともに（定時登録）、選挙が行われる場合にも行われます（選挙時登録）。

今回は、3 月の定時登録となり、昨年 11 月末までに住民となった者が対象と思われます。

参考：選挙人名簿について〈総務省 HP（抜粋）〉を参照

**Q13. 署名の代筆を委任できる選挙権を有する者とは、どのような者か？**

A13.

署名の代筆を委任できる選挙権を有する者とは、心身の故障その他の事由により署名することができない者となります。具体には、自書能力又はこれに代わるべき点字による記載能力のない選挙人となります（総務大臣の通知より）。

参考：地方自治法第七十四条第 8 項 選挙権を有する者は、心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者（代表者及び代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。

**Q14. 選挙権を有する署名者が代筆を委任できる者は、どのような者か？**

A14.

選挙権を有する署名者が代筆を委任できる者は、その者の属する市町村の選挙権を有する者（請求代表者及び受任者を除く。）となります。

参考：地方自治法第七十四条第 8 項 前 Q を参照。

**Q15. 法令規定に違反して代筆した場合、どうなるのか？**

A15.

氏名代筆者は、①有権者の委任を受けずに署名したとき、又は②有権者が署名することができないときでないのに署名したとき、法令規定の違反になり「三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金」に処せられます。

参考：地方自治法七十四条の四第 3 項 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、選挙権を有する者の委任を受けずに又は選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の署名

簿に署名することができないときでないのに、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

**Q16.法令規定に違反した署名簿の使用や期間外に署名を求めた場合、どうなるのか？**

A16.

法令規定に違反した次に掲げる者は、「十万円以下の罰金」に処せられます。

- ・請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、請求代表者の委任状を付していない署名簿、その他法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者
- ・政令で定める署名を求めることができる期間外の時期に署名を求めた者

参考：地方自治法七十四条の四第3項 条例の制定又は改廃の請求に関し、政令で定める請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、政令で定める署名を求めるための請求代表者の委任状を付していない署名簿その他法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者又は政令で定める署名を求めることができる期間外の時期に署名を求めた者は、十万円以下の罰金に処する。

**○投票条例（案）に関して**

**Q17.投票条例（案）を公布の日から3月以内とした理由は？**

A17.

6月区議会後に投票条例公布、その後の都知事選後若しくはオリンピック後に区民投票の実施を想定したものです。（選挙運動と同時期に自由な住民投票運動ができないため）

ただし、投票条例（案）は、区議会が審議・決定するため、（案）どおりとは限りません。

参考：区民投票条例（案）

（区民投票の実施等）

第4条 区民投票は、この条例の公布の日から起算して3月以内に実施しなければならない。

2 区民投票の期日（以下「投票日」という。）は、区長が定め、投票日の10日前までにこれを告示しなければならない。

**Q18.区民投票が実現した場合、投票日はいつ頃になるのか？**

A18.

投票条例に基づく区長の判断によるため、実際の具体的な期日は想定できません。

なお、条例（案）どおりであれば、公布の日から起算して3月以内に実施されます。

参考：区民投票条例（案）の（区民投票の実施等） 前Qを参照。

**Q19.投票資格者を有権者とした理由は？**

A19.

区長・区議会議員の公約への影響がある公職選挙法の有権者としました。有権者以外は、その設定の基準策定や名簿の作成に困難性があるため対象外としました。

参考：区民投票条例（案）

（投票資格者等）

第5条 区民投票において投票を行う資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、前条第2項の規定による告示の日の前日において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の規定により、品川区の議会の議員及び区長の選挙権を有する者（同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しない者を除く。）とする。

## Q20.区民投票が実現した場合、期日前投票は可能なのか？

A20.

区民投票条例（案）第七条第3項及び規則並びに公職選挙法該当条項の準用により、期日前投票は可能と思われます。

参考：区民投票条例（案）

（点字投票等）

第7条 3 前条第2項及び第3項後段の規定にかかわらず、規則で定める事由により、投票日に自ら投票することができないと見込まれる投票資格者は、規則で定めるところにより投票をすることができる。

## 【参考資料1】地方自治体の条例制定による住民投票とは（個別型）…（出典：ウィキペディア）

地方自治法の第5章第1節（第74条）では、条例の制定の直接請求について定められている。この規定に基づき、住民投票条例の制定を請求するケースがある。請求するには、有権者の50分の1が必要となるが、条例を制定するには、議会の同意が必要となる。なお、条例そのものを住民投票によって制定または改廃することは現行法上認められていない。

## 【参考資料2】選挙人名簿について〈総務省 HP（抜粋）〉

選挙権を持っていても、実際に投票するためには、市区町村の選挙管理委員会が管理する名簿に登録されていなければなりません。この名簿のことを選挙人名簿といいます。選挙人名簿は、すべての選挙に共通して使われます。これは、正しい選挙を円滑に行うための大切な制度です。

### 1.被登録資格

選挙人名簿に登録されるのは、その市区町村に住所を持つ年齢満18歳以上の日本国民で、その住民票がつけられた日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き3カ月以上、その市区町村の住民基本台帳に登録されている人です。

### 2.登録

選挙人名簿への登録は、毎年3月、6月、9月、12月（登録月）の原則1日に定期的に行われるとともに（定時登録）、選挙が行われる場合にも行われます（選挙時登録）。

### 3. 閲覧

選挙人名簿は、常に選挙人の目に触れさせることで正確さを期せるよう、その抄本を閲覧できるように定められています。

### 4.登録の抹消

選挙人名簿に登録されている人が、次の事項にあてはまった時は、その人は名簿から抹消されます。

- (1) 死亡、または日本国籍を喪失したとき、ただちに抹消します。
- (2) 転出したときはすぐには抹消せず、転出したことを表示しておいて、転出日から4カ月を経過したときに抹消します。
- (3) 登録の際に、登録されるべき者でなかったとき、ただちに抹消します。

**【参考資料3】直接請求署名の収集に関する禁止事項に関して**

地方自治法七十四条の四に基づき、次のような罰則があります。

**禁止事項1** 次の行為をした者は、**四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。**

- ・署名権者又は署名運動者に対し、暴行若しくは威力を加えること。
- ・交通若しくは集会の便を妨げ、又は演説を妨害するなど署名の自由を妨害すること。
- ・特殊の利害関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫すること。

**禁止事項2** 次の行為をした者は、**三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。**

- ・条例の制定請求者の署名を偽造し若しくはその数を増減すること。
- ・署名簿その他の条例の制定の請求に必要な関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取すること。など

**禁止事項3** 次の場合、氏名代筆者は、**三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。**

条例の制定の請求者の署名に関し、次の場合、氏名代筆者として請求者氏名を記載すること。

- ・選挙権を有する者の委任を受けていない場合
- ・選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の署名簿に署名することができないときでない場合

**禁止事項4** 次の場合、氏名代筆者は、**三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。**

選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により条例の制定の請求者の署名簿に署名することができない場合、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をせず又は虚偽の署名をしたとき

**禁止事項5** 次に掲げる者は、**二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。**

条例の制定の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して署名運動をしたとき

- 一 国若しくは地方公共団体の公務員  
又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員
- 二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員

**禁止事項6** 次に掲げる者は、**十万円以下の罰金に処する。**

条例の制定の請求に関し、

- ・請求書及び請求代表者証明書を付していない署名簿、請求代表者の委任状を付していない署名簿、その他法令の定める所定の手続によらない署名簿を用いて署名を求めた者
- ・政令で定める署名を求めることができる期間外の時期に署名を求めた者